

平成18年12月15日

各 位

本社所在地	広島県福山市南松永町四丁目1番48号
会社名	株式会社オービス
代表者	代表取締役社長 御興 岩男 (コード番号: 7827)
問合せ先	取締役管理部長 梅田 孝史
電話番号	084-934-2621
(URL	http://www.orvis.co.jp)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年12月15日開催の取締役会において、平成19年1月30日開催予定の第47回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 当社の子会社を含めたグループ事業の現状に即して事業内容の明確化を図るために、現行定款第2条(目的)に新たに事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 周知性の向上、公告手続きの合理化等のために、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができないときの措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 株主総会の特別決議を機動的に行えるよう、決議要件に関する現行定款第13条に定足数の緩和を図る規定を新設するものであります。(変更案第15条第2項)
- (4) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役及び監査役の責任を取締役会決議で法定限度額まで免除できる旨を定めるとともに、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第23条及び第29条第1項)

なお、変更案第23条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第11条)
 - ② インターネットの普及を考慮し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項の情報を会社法施行規則及び会社計算規則の定めに従って、インターネットで開示することにより、株主の皆様へ提供したものとみなすことが可能となったことから、株主の皆様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります。(変更案第16条)
 - ③ 株主総会の円滑な運営を図るため、株主総会に出席することができる代理人の人数を1名に規定するものであります。(変更案第17条)
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会で決議すべき事項について、書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう規定の新設を行うものであります。

あります。(変更案第 22 条第 3 項)

⑤社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の新設を行うものであります。

(変更案第 29 条第 2 項)

(6)「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で当社定款に以下の定めがあるものとみなされていることから、これらに対応するため所要の変更を行うものであります。

①当社に取締役会、監査役を置く旨の定め(変更案第 4 条)

②当社は株券を発行する定め(変更案第 7 条)

③当社は株主名簿管理人を置く定め(変更案第 10 条)

また、当社は、会社法第 2 条第 6 号イに規定する大会社となり、同法第 328 条第 1 項の規定により監査役会及び会計監査人の設置が必要となりましたので、変更案第 4 条に所要の変更を行うと共に、監査役会に関する規定の新設を行うものであります。(変更案第 27 条、第 28 条)

(7) その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(10) (条文省略)	(1)～(10) (現行どおり)
(新 設)	<u>(11) 船舶の購入、売却、傭船、所有並びにその管理、海運航路事業、海上運送取次業務、船舶仲介業、傭船仲介業、及びあらゆる種類の海運船舶事業</u>
(11) (条文省略)	(12) (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機関の設置)</u>
(公告の方法)	第 4 条 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法)
	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、700 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、700 万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は<u>1単元の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、単元未満株式の買取り、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、<u>株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が署名または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第 11 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>法令により定款をもってしても制限することができない権利</u> 2. <u>株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 10 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>選任決議</u>) 第 17 条 当社の取締役は、株主総会において <u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任期) 第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 19 条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第 20 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>取締役会の決議方法</u>) 第 21 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(<u>報酬および退職慰労金</u>) 第 22 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任) 第 19 条 取締役の選任は、株主総会において <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員数) 第 23 条 (条文省略) (選任決議) 第 24 条 当社の監査役は、株主総会において 総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数の 決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第 25 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最 終の決算期に関する定時株主総会の終 結のときまでとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 26 条 監査役の報酬および退職慰労 金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第 27 条 当社の営業年度は、毎年 11 月 1 日か ら翌年 10 月 31 日までの年 1 期とし、営 業年度の末日を決算期とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 24 条 (現行どおり) (選任) 第 25 条 監査役の選任は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の 議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行 う。</p> <p>(任期) 第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結のときまで とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第 27 条 監査役会は、監査役の中から常勤監 査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役会) 第 28 条 監査役会招集の通知は、各監査役に 対し会日の 3 日前までに発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会の運営その他に関する事項 については、監査役会の定める監査役会 規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規 定により、取締役会の決議をもって、同 法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監 査役であった者を含む。)の損害賠償責 任を、法令の限度において免除すること ができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定 により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の 損害賠償責任を、法令が規定する額を限 度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 30 条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日か ら翌年 10 月 31 日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当) <u>第 28 条 当社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当) <u>第 29 条 取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 30 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当) <u>第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、取締役会の決議により毎年 4 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第 32 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 33 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 19 年 1 月 30 日
平成 19 年 1 月 30 日

以上